

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 4 月 3 日

【会社名】 株式会社セルシス

【英訳名】 C E L S Y S , Inc .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成 島 啓

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番 7 号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番 7 号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2023年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額279,580,576円

ロ 効力発生日

2023年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行に伴い、必要な変更を行うものであります。

ロ 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため変更を行うものであります。

ハ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役として、成島啓氏、川上陽介氏、稲葉遼氏、高橋雅道氏、伊藤賢氏、木下耕太氏を選任するものであります。なお、木下耕太氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀川和政氏、小高正裕氏及び佐々木惣一氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（内、社外取締役分は50百万円以内。）、とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任されますラインハルト・フューリヒト氏、池田真樹氏、渡邊雄三氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合
第1号議案	181,565	6,819	45	(注)1	可決 (96.3%)
第2号議案	182,071	6,313	45	(注)2	可決 (96.6%)
第3号議案				(注)3	
成島 啓	164,524	23,860	45		可決 (87.3%)
川上 陽介	161,889	26,495	45		可決 (85.9%)
稲葉 遼	177,010	11,374	45		可決 (93.9%)
高橋 雅道	174,199	14,185	45		可決 (92.4%)
伊藤 賢	176,878	11,506	45		可決 (93.8%)
木下 耕太	176,552	11,832	45		可決 (93.6%)
第4号議案				(注)3	
堀川 和政	180,044	8,340	45		可決 (95.5%)
小高 正裕	176,881	11,503	45		可決 (93.8%)
佐々木 惣一	179,281	9,103	45		可決 (95.1%)
第5号議案	176,166	12,217	46	(注)1	可決 (93.4%)
第6号議案	175,482	12,891	56	(注)1	可決 (93.1%)
第7号議案	127,347	61,036	45	(注)1	可決 (67.5%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上